

# 学位論文審査の手順等申合せ

## 目次

1 学位審査日程 .....	1
2 審査の手順 .....	2

平成24年2月7日

徳島大学大学院総合科学教育部

# 1 学位審査日程

## ○課程博士

	3月修了(4月入学者)	9月修了(10月入学者)
(1) 予備審査申請書提出締切	(11月判定の学位論文提出締切と同日)	(5月判定の学位論文提出締切と同日)
(2) 予備審査委員会の設置(教授会議①)	1 1月第2木曜日	5月第2木曜日
(3) 予備審査合否判定(教授会議②)	1 2月第2木曜日	6月第2木曜日
(4) 学位論文提出締切	1月最後から2番目の木曜日(*1)	7月最後から2番目の木曜日(*1)
(5) 審査委員会設置(教授会議③)	1月最終木曜日	7月最終木曜日
(6) 学位論文の審査・最終試験・公聴会	2月末頃まで(*2)	8月末頃まで(*2)
(7) 課程修了判定(教授会議④)	3月上旬	9月第2木曜日

## ○論文博士

	5月判定(4月論文提出者)	11月判定(10月論文提出者)
(1) 予備審査申請書提出締切	1 2月第4木曜日	5月第4木曜日
(2) 予備審査委員会の設置(教授会議①)	1月最終木曜日	6月第2木曜日
(3) 予備審査合否判定(教授会議②)	2月第2木曜日	7月最終木曜日
(4) 学位論文提出締切	4月第1木曜日	10月第1木曜日
(5) 審査委員会設置(教授会議③)	4月第2木曜日	10月第2木曜日
(6) 学位論文の審査・試問・公聴会	5月上旬頃まで(*2)	11月上旬頃まで(*2)
(7) 合否判定(教授会議④)	5月第2木曜日	11月第2木曜日

(\*1) 「最後から2番目の木曜日」とは、本審査の審査委員会を設置するための教授会議が開催される前週の木曜日を指す。

(\*2) 公聴会は、審査委員会設置から1週間を経過した後に行う(告知のために1週間必要)。

(博士学位審査に関する内規第13条第2項及び第26条第2項)

主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

- [注]1) 日程については、課程博士と論文博士とでは予備審査と本審査の申請締切日の週が異なる。  
すなわち、課程博士では、1月、7月の最終週の前の木曜日(第3又は第4木曜日)に設定してある。  
また、論文博士の「11月判定」は夏休みがあるため、予備審査の申請締切が1ヶ月早い。
- 2) 指定された日が祝日である場合には、その前日の平日とする。

## 2 審査の手順（断りのない限り、課程博士・論文博士の両者に適用）

### (1) 予備審査申請書提出

#### (課程博士)

【主論文数】：1編以上の査読付学術雑誌の論文(\*1)

【承諾書】：共著者全員の承諾書が必要。なお、指導教員が共著者の承諾を得ている場合は、承諾確認書をもってこれにかえることができる。(\*2)

#### (論文博士)

【主論文数】：3編以上の査読付学術雑誌の論文

【承諾書】：共著者全員の承諾書が必要(\*2)

(博士学位審査に関する内規第10条)

第10条 主論文は、ただ1人の学位論文に用いられるものでなければならない。そのため、学位申請者の単著又は筆頭著者であることが望ましいが、特別な事情によってそうでない場合には、前条の承諾書又は承諾確認書を提出させるとともに、審査委員はその事情を教育部教授会で説明するものとする。

(\*1) 短縮修了の場合は、3編以上が必要である。詳しくは、短縮修了に関する要項を参照のこと。

(\*2) 承諾書は、その論文が他の学位論文として使用されないためのものであり、「筆頭著者」とは独立した概念である。なお、承諾書および承諾確認書の提出は本審査の申請時でよいが、予備審査申請時において承諾を得ておくこと。

### (2) 予備審査委員会の設置（教授会議①）

#### (3) 予備審査合否判定（教授会議②）

a-1) 主論文で、投稿中であるが採録決定されていない論文があれば条件付となり、B1（条件付採録）判定を原案とする（博士学位論文予備審査報告書で、Aは合格、Cは不合格）。

a-2) 教授会議で投票の結果、合になればB1(条件付採録)のまま、採録決定通知をもとに「論文受理報告書」を提出した時点でAになる。

b-1) 主論文に筆頭著者でない論文があれば、B2（筆頭著者でない）判定とし、教授会議で予備審査の審査委員長が説明する。

b-2) 教授会議での投票の結果、合になればB2（筆頭著者でない）は承諾書(\*2)の条件がそろえばAになる。

C) a-1)、b-1)について、B1(条件付採録)、B2(筆頭著者でない)の有無を議長は投票前に口頭で再確認する。

### (4) 学位論文提出

この日までにB1(条件付採録)がクリアされてAにならなければ学位論文を提出できない。

### (5) 審査委員会設置（教授会議③）

教授会議長は予備審査の合否判定時にB1、B2判定であったすべての案件に対して、それをクリアしていることを教授会議で口頭で再確認を行う。

### (6) 学位論文の審査・最終試験・試問・公聴会

公聴会は審査委員会設置後1週間を経て行うものとする。

### (7) 課程修了・合否判定（教授会議④）

a) 議長は個々の案件に対して、主査から口頭で説明させる必要はなく、書面により審査を行う。ただし論文博士は個別に主査が口頭で説明を行う。

b) 課程修了・合否判定の投票は各案件ごとに行う。

### (8) 予備審査の免除

予備審査時に合であった者が学位申請出来なかった場合は、次回（6ヶ月後）の予備審査に限り免除することが出来る。ただし、論文題目、主論文の投稿雑誌等に変更があった場合は、この限りでない。

（平成24年 2月 7日 総合科学教育部教授会）